

# 港区青山通り協議会規約

## 港区青山通り協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「港区青山通り協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、青山通り地区の社会環境及び歴史・文化等の地域特性を活かし、「日本そして世界に誇れる風格とやすらぎを兼ね備えた街並み」の形成・誘導を図るとともに、商業と住宅が調和した、安全・安心で快適な都市環境の維持・保全し、次世代に引き継ぐことを目的として設置する。活動にあたっては、港区まちづくりマスタープランや港区まちづくり条例に則り、沿道商店会・沿道町会が協調して、行政、沿道区民、沿道企業、地域内で開発を計画する事業者等と連絡・調整を図りながら、協働により目的を達成することを目指す。

(まちづくりの活動を行う区域)

第3条 本会のまちづくり活動を行う区域は、別紙「まちづくり活動区域図」の範囲とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議し、必要な事業を推進する。

- (1) 青山通り地区のまちづくり活動の自主的な企画・立案・実施に関する事項。
- (2) 青山通り地区の沿道住民及び沿道事業者等との連絡・調整及び活動支援、相互連携に関する事項。
- (3) 青山通り道路景観維持プログラム協定に関する沿道の景観維持・道路環境保全に関する事項。
- (4) 区のまちづくり施策に対する支援・協力・要望に関する事項。
- (5) 青山沿道地区の沿道区民、沿道事業者等のまちづくり意識の普及・啓発に関する事項。

(活動内容)

第5条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 地域のまちづくりを推進するための調査、研究活動。
- (2) 地域のまちづくり意識を高めるための広報・イベント活動。
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要な活動。

(会員)

第6条 本会は、以下の(1)及び(2)を満たすものを会員とする。

- (1) 本会の目的に賛同するもの。
  - (2) 第3条に示す区域において住所を有する者及び居住する者、土地所有権又は借地権を有する者及び事業を行う法人又は個人。
2. 法人に複数の区民が所属する場合は、これらの者を1人の会員として数えるものとする。
  3. 土地所有権や借地権が数人の共有に属するときは、その数人を1人の会員として数えるものとする。
  4. 本会の会員の資格を有するものの内、第3条に示す区域において土地所有権又は借地権を有す

る者及び事業を行う法人又は個人については、参加の意思を示し第13条第4項に示す役員会の承認を受けて会員とする。

(機関)

第7条 本会の機関は、総会及び役員会とする。

2. 役員会が認める場合、必要に応じて部会を設置することができる。

(総会)

第8条 総会は、本会の最高決議機関で年1回開催する。ただし、会長が必要と認める場合は臨時に開催することができる。

2. 総会は会員で構成する。

3. 総会は会長が招集し、委任状を含めた会員の過半数の出席で成立する。

4. 総会の議長は会員の中から選任する。

5. 総会では、次の事項について議決する。

(1) 規約の制定及び改正。

(2) 活動計画並びに収支予算。

(3) 活動報告並びに収支決算。

(4) 役員を選出。

(5) その他、役員会において必要と認めた事項。

6. 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会長等)

第9条 本会は、第11条の役員の互選により、次の役職をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 1名

2. 監事は、会長、副会長、会計と兼務することはできない。

(会長等の職務)

第10条 会長等は、以下の職務を遂行する。

(1) 会長は、本会を代表し総会及び役員会の決定に従い業務を処理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故等によりその職務を実行できない場合はその職務を代行する。

(3) 会計は、総会及び役員会の決定及び会長の命を受けて、本会の会計を掌握する。

(4) 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員)

第11条 役員は、別表-1に示す「沿道町会」、「沿道商店会」の代表者（以下「別表-1の代表者」という。）及び総会において会員の中から選出する5名以内のものとする。

2. なお、別表-1の代表者にあつては、代表者の変更があつた場合は、それをもって役員の変更があつたものとみなす。

3. 別表-1の代表者以外の役員は、総会において解任することができる。

(役員の職務)

第12条 役員は、本会の企画運営・啓発に関する審議を行う。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員の中途退任における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第14条 役員会は、会長が招集し開催する。

2. 役員会は、第11条に定める役員をもって構成する。

3. 役員会の議長は、会長が務める。

4. 役員会では、次の事項について議決する。

(1) 会員の入退会に関する事項。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) 部会の設置・改廃及び連絡調整に関する事項。

(4) その他、会長が必要と認めた事項。

4. 役員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第15条 部会は、第5条に示した本会の活動内容を遂行するために役員会が必要と認める場合に設置する。

2. 部会に、部会長及び部会員をおき、会長が指名し、役員会で承認する。

3. 部会では、協議会の活動に関する専門的な事項及び役員会への提案事項について審議するものとする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって当てる。

(会費)

第17条 本会の年会費は、総会の承認を得て別に定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

(活動内容の公表)

第19条 総会において、前年度の活動実績を報告するとともに、外部に対して必要に応じて公開する。

(事務所所在地)

第20条 本会の事務所は、第3条に定める区域において会長が定めるところとする。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会で定める。

付 則

この規約は、平成20年2月22日から施行する。

別表-1 沿道町会及び沿道商店会の一覧

沿道町会

1	北青山一丁目町会
2	青山二丁目町会
3	南北青山二丁目町会
4	青山外苑町会
5	青山三・四丁目町会
6	青山表参道町会

沿道商店会

1	青山一・二丁目商栄会
2	青山外苑前商店街振興組合
3	青山三丁目商店会
4	青山長者丸商店会
5	青山表参道商店会

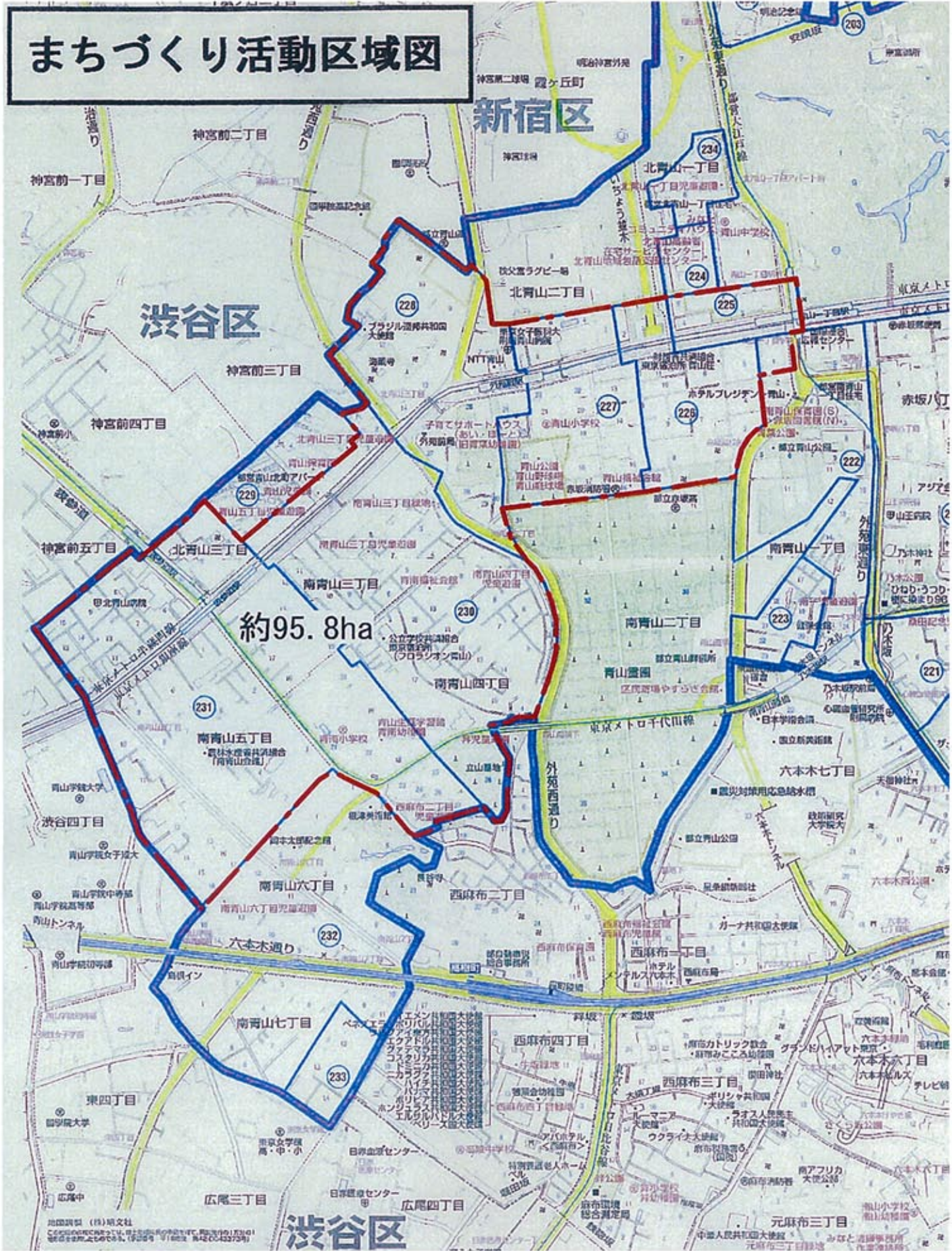
# まちづくり活動区域図

## 新宿区

## 渋谷区

約95.8ha

## 渋谷区



地図調製 (株) 昭文社  
©昭文社 2013年  
発行所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
電話 03-5561-3111 (受付時間 9:00~17:00)